

(令和5年4月3日現在)

令和5年度当初予算
稲作農業の体質強化総合対策事業
「米の超低コスト生産支援」
に係るQ&A
【事業担当者用】

農林水産省 農産局 穀物課

番号	問い	答え
< 1. 全般 >		
1-1	本事業における都道府県協議会や地域協議会、コンソーシアムの役割いかん。	● 本事業における、都道府県協議会や地域協議会、コンソーシアムの主な役割については以下のとおりです。 <都道府県協議会> ①コンソーシアムからの申請受付・とりまとめ ②都道府県実施計画の作成 ③コンソーシアムが作成する「コメの超低コスト産地化プラン」の審査・承認 ④コンソーシアムへの助成金交付 ⑤コンソーシアムの取組の実績確認 ⑥コンソーシアムに対する指導監督 <地域協議会> ※地域協議会による申請受付等は任意 ①コンソーシアムからの申請受付・とりまとめ ②コンソーシアムからの申請の都道府県協議会への提出 ③コンソーシアムの取組の実績確認 ④コンソーシアムに対する指導監督 <コンソーシアム> ①「コメの超低コスト産地化プラン」の作成 ②プランに基づく取組の実施 ③構成員の取組の進捗把握・管理

1-2	コンソーシアムにおけるプランの取りまとめ主体いかん。	● プランの取りまとめ主体については、特段決まりはありません。 ● コンソーシアム内で複数の構成員との調整を行い、円滑な事務を担いうる適当な者又は組織を地域の実情に応じて選定してください。
1-3	令和4年度事業（稲作農業の体質強化に向けた超低コスト産地育成事業）からの変更点いかん。	● コメ生産の超低コスト化に向けた取組に一層参画しやすくする観点から、コンソーシアムの構成員要件の一つである「水稻作付15ha以上の認定農業者」の件数を、「3経営体以上」から「1経営体以上」に緩和する予定です。
＜2. 事業実施主体＞		
2-1	コンソーシアムの構成員の範囲や制約についての考え方いかん。	● コンソーシアムの構成員や規約の考え方については、以下のとおりです。 ● なお、産地においてコンソーシアムに類する既存の団体が存在する場合は、当該団体を本事業の事業実施主体とすることもできることとします。 ＜構成員＞ ・都道府県、市町村及び農業者の参画を必須としつつ、農業者団体や民間企業（農機メーカー、資材メーカー等）、金融機関、外部専門家（農業コンサルタント、学識経験者等）等から構成されます。 ＜規約＞ ・本事業の事務手続きを適正かつ効率に行うため、コンソーシアムの代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にしたコンソーシアムの運営等に係る規約を定めることとします。 ・規約においては、一つの手続きにつき複数の者が関与する等、事務手続きに係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されている必要があ

		ります。
2-2	コスト低減に主として取り組む農業者の具体的な定義や要件いかな。	● 本事業におけるコスト低減に主として取り組む農業者とは、コンソーシアムに構成員等として参画し、生産コストの現状分析や課題の抽出、技術実証等でコスト低減に取り組む農業者を指します。 ● なお、コスト低減に主として取り組む農業者として1つのコンソーシアム当たり5経営体以上が位置付けられ、原則としてそのうち1経営体以上は、水稻作付15ha以上の認定農業者としていただく予定です。
<3. 対象作物>		
3-1	飼料用米やWCS用稲が対象外となっている理由いかな。	● 本事業は輸出等の新たな需要に対応するための生産コスト低減の推進を主眼としていること、非食用の飼料用米やWCS用稲は、品種や栽培方法が食用の米・水稻と異なる場合が多く、その生産コストについても一律に評価することができないことから取組や評価の対象外としています。 ● このため、例えば飼料用米の専用品種の導入・栽培実証の取組など、非食用の水稻に関する直接的な取組は対象となりませんが、プール育苗や農業機械メンテナンスの技能習得など食用の水稻を主としつつ、間接的に非食用の水稻にも裨益する取組については対象となります。
<4. 取組内容>		
4-1	技術実証や人材育成に係る取組は、コスト低減に資するものであれば何でもよいのか。	● コスト低減に寄与し、成果目標の達成に繋がる取組であれば、その内容に特段の制約はありません。ただし、国や都道府県などの他の事業で支援を受けている取組や過去に支援を受けた取組と同様の内容であるなどの場合は対象となりません。 ● プラン作成の際に、技術実証や人材育成等に係る各取組内容がコスト低減にどう繋がるのかそれぞれ記載するようにしてください。

4-2	生産コストの現状把握・分析を行う上で、農業コンサルタントなど、専門人材を必ず活用する必要はあるのか。	● 生産コストの分析を行うにあたっては、必要な知識や経験を有する適当な者・機関が行うのであれば、必ずしも専門人材を活用いただく必要はございません。
4-3	生産コストの先進地調査に関して、内容や場所などに制約はあるのか。	● 先進地調査については、当該コンソーシアムのコスト低減の取組において必要かつ適切と考えられるものであれば、その内容や場所、手法などに制約はございません。例えば、当該コンソーシアムにおいて今後取り組む予定のない低コスト技術についての先進地調査は認められません。 ● コスト低減に向けてより効果的な調査となるよう、農林水産省や都道府県等の HP に掲載されている優良事例、実証事例なども参考にしてください。
4-4	プラン提出後にコスト分析した結果、当初プランに盛り込んでいなかったコスト低減の取組を実施することは可能か。	● コスト分析によってプラン提出時には想定していなかったコスト低減に必要な取組内容が見えてくることも考えられることから、分析結果を踏まえ、補助上限額（1,000 万円/コンソーシアム）の範囲内でプラン提出後に取組内容を追加することは可能です。 ● ただし、当初の交付決定額を超える場合には所定の手続きにより修正したプランを再提出していただき、追加の交付決定を受けるなどの必要がありますので、当初プラン以外の取組を希望する場合には必ず事前にご相談ください。
< 5. 採択要件・採択 >		
5-1	成果目標の現況値について、原則として令和 4 年産の生産コストとなっているが、原則外（例外）の考え方いかん。	● 自然災害や資料の整理が不十分等の理由により令和 4 年産の生産コストを用いることが不適当と考えられる場合や生産コストの把握が困難な場合は、令和 3 年産の生産コスト等を用いることも可能です。
5-2	生産コストの評価対象とする玄米（水稻）は、原則として食用として供する目的で栽培する米となっているが、例外の考え方いかん。	● 本事業では、非食用の飼料用米や WCS 用稲は対象外としていますが、低コスト化の取組を行う中で、結果的に飼料用米などのコスト低減にも裨益しうる取組（農業機械の共同利用、プール育苗等）については、対象とします。 ● このようなケース以外の場合については個別にご相談ください。

5-3	生産コスト分析に係る取組とは具体的にどういった取組を行えば要件を満たしたことになるのか。	具体的な取組内容としては、農業コンサルタントなどのコスト低減に向けた分析スキルや知識を有するアドバイザーの指導の下、生産コストの正確な現状把握、経営体間の費目ごとの比較、課題抽出、それらを踏まえた低減対策の検討等を実施していただくことを想定しています。
5-4	コスト低減に主として取り組む農業者の水稻作付面積の考え方いかん。	コスト低減に主として取り組む農業者としてプランに位置付けられた農業者の食用の水稻作付面積の合計値とします。
5-5	コスト低減に主として取り組む農業者について、農業者の離農等により5経営体を下回る場合は支援の対象外となるか。	- コスト低減に主として取り組む農業者を5経営体以上位置付けていただくことが本事業の要件となっているため、まずはそれらの農業者の変更がないように地域内で十分に検討した上で申請してください。 - なお、農業者のやむを得ないご事情によって、5経営体を下回ってしまう場合には、コンソーシアム単位の取組内容（コメの超低コスト産地化プラン）を遵守するため、別の農業者を追加で位置付けていただくことにより5経営体以上としてください。
5-6	コスト低減に主として取り組む農業者について、農事組合法人が参画する場合、構成農家各々をコスト低減に主として取り組む農業者にカウントしてよいのか。	- 本事業では、産地内の多様な経営体の参画の下、コスト低減に資する様々な取組を行うことにより産地内外の生産コストの削減を図っていくこととしています。 - あくまでも経営体としての生産コストの低減が重要であることから、1法人は1経営体として扱うようにお願いします。
5-7	団地化・集約化の定義いかん。	本事業における、団地化・集約化の定義については以下のとおりです。 <団地化> 団地化の取組とは、以下のいずれかに該当する一連の農作業の継続に支障が生じない2筆以上の水田を隣接させることをいいます。 ①畦畔で接続する水田 ②農道又は水路等を挟んで接続する水田 ③各々一隅で接続する水田

		④段状に接続する水田 ⑤借受希望者の宅地に接続している２筆以上の水田 <集約化> 農地の利用権を交換すること等により、農作業を連続的に支障なく行えるようにすることをいいます。
５－８	令和５年産の新市場開拓用米の作付面積について、１ha以上が未達だった場合の対応いかん。	● 未達の要因に基づいて判断することとします。
５－９	農水省へ提供するデータの具体的内容いかん。	● 提供いただくデータとしては、各経営体の生産コスト分析の診断結果や技術実証の成果、成果の普及に向けた取組等を想定しています。
５－１０	２年目、３年目はそれぞれコンソーシアムをどの程度採択する予定なのか。	● 後年度の予算措置に関わることであり、現時点では未定です。
５－１１	中間評価で不採択となった場合に、再度申請することは可能か。	● 本事業は、全国の幅広い産地を支援する観点から、２年目の要望調査では、１年目に採択されていないコンソーシアムを対象に募集を行うこととしているため、中間評価で不採択となったコンソーシアムは再申請することはできません。なお、１年目の申請時に不採択となったコンソーシアムが２年目に再申請することは可能です。
５－１２	成果目標について、コスト低減が既に進んでいる産地にとっては不利ではないか。	● 本事業では今後、コスト低減を図っていこうとする産地の育成・創出を主目的としております。 ● なお、既にコスト低減が進んでいる産地であっても、コンソーシアム内で十分に成果目標についてご検討いただければ、必ずしも不利になることはないと考えています。
５－１３	加算ポイントの①について、多収品種としてどの品種が該当するのか。	● 多収である理由や根拠（例えば国や都道府県などが他の事業やマニュアル等で多収品種と設定しているなど）があれば、多収品種に該当します。

5-14	加算ポイントの①について、スマート農業機器の活用として、ドローンとロボットトラクターを活用した場合、2つの取組を実施したこととしてよいのか。	● スマート農業機器を複数使用した場合でも、「スマート農業機器の活用」という取組事項としてはあくまで1つの取組として計算されます。
5-15	加算ポイントの①について、従来から取り組んでいる場合でも対象になるか。	● 従来から取り組んでいる場合でも、本事業を活用して取り組む場合は対象となります。
5-16	加算ポイントの①について、コスト低減に主として取り組む農業者が全員取り組まないと対象とならないのか。	● コスト低減に主として取り組む農業者の現状によっては、加算ポイントの①の取組が必ずしも必要ない場合もあることから、それらの農業者のうち少なくとも1経営体以上が取り組めば対象となります。
<6. 確認、報告>		
6-1	事業実施状況報告にあたり、生産コストの根拠書類は提出する必要があるのか。	● 生産コストの根拠資料について、事務効率化の観点から一律に提出いただくことは想定していませんが、都道府県再生協議会等の助言指導のもと、各費用項目毎の算出根拠について適切に整理・保管してください。 ● なお、実施状況報告書の審査等にあたり、例えば、コストの増減の主要な要因となっている費目等について、ヒアリングの実施や根拠資料の提出を求めることがあります。
6-2	実施状況報告では、どのような事項について報告が求められるのか。	● 当該年度における成果目標の達成状況やコンソーシアムの実施（進捗）状況及びその評価、取組で生じた課題及びそれらに対する対応策等の報告の提出をしていただきます。
6-3	中間評価は、どのような仕組みで行われるのか。	● 取組1年目及び2年目の年度末（2月末予定）にコンソーシアムによる自己評価や、成果目標の達成度合及び成果目標の達成に向けて実施した取組の履行状況等を踏まえ、農林水産省（本省）で評価を行います。 ● 評価結果を踏まえて2年目、3年目も事業を継続するコンソーシアムをそれぞれ選定します。

6-4	自然災害等により、コスト低減が進まなかったり、計画していた取組を行えなかった場合、中間評価はどのように行うのか。	● 自然災害等のやむを得ない事情により、コスト低減が進まなかったり、計画していた取組を行えなかった場合の評価については、実施できた分の取組の履行状況や自然災害等がなかった場合のコスト低減の可能性等を踏まえ判断することとします。
6-5	成果目標が達成できなかった場合の対応いかん。	● 3年間取り組んだものの、成果目標を達成できなかった場合、コンソーシアムに対し、引き続き目標達成に取り組むよう都道府県協議会を通じて指導するとともに、指導を行ってから1ヶ月以内に、目標達成に向けた改善計画をコンソーシアムから提出していただきます。
＜7. 補助金等の重複受給＞		
7-1	他の国や都道府県などの実証事業と低コスト化の取組が重複する場合、両方の支援を受けて取り組むことは可能なのか。	● 国や都道府県の他の実証事業などで支援を受けている場合は、本事業においてそれら事業と重複する取組は実施することができません。 ● 判断に悩む場合は個別にご相談ください。

＜8. 手続き、スケジュール＞		
8-1	補助金の支払いスケジュールいかん。コンソーシアムはいつ頃までに補助金を受け取ることができるのか。	● 国としては、令和5年度の4月上旬頃（当初予算成立後）に想定している都道府県協議会への交付決定の後、概算払い申請があれば都道府県協議会に対してコンソーシアムへの補助額を含めて支払うことが可能となります。 ● なお、具体的な支払い時期は、コンソーシアムの取組状況によって異なります。

8-2	コンソーシアムはいつまでに何を、どこに申請すればいいのか。	● 国は、都道府県協議会に対して予算の範囲内で要望調査を行うこととしており、コンソーシアムは都道府県協議会（又は地域協議会）に、構成員やその役割、低コスト化に向けた取組方針、生産コストの現状及び目標、目標達成に向けた取組概要やスケジュールなどを記載したプランを提出することとなります。 （要望額が予算額を満たした場合には要望調査を終了します。） ● 令和5年度事業に係る要望調査は、令和5年1月23日～2月28日までを予定しておりますが、具体的な申請受付時期・締切はそれぞれの都道府県協議会（又は地域協議会）で設定することとなります。
-----	-------------------------------	--